

「さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱」の運用基準

(平成31年4月1日施行)

さいたま市が締結する物品納入等及び委託業務の契約に係る入札参加停止の措置については、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(以下「入札参加停止要綱」という。)に基づき講じられてきたところであるが、入札参加停止措置の運用については、要綱に定めるほか下記のとおり運用するものとする。

記

1 入札参加停止要綱第2条関係

(1) 入札参加停止の期間中の有資格者について、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止の措置を決定したときとする。

この場合、入札参加停止の通知をするときは別途行うものとする。

(2) 有資格者から入札参加停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格者についても、入札参加停止の措置を行うものとする。

(3) 入札参加停止中の有資格者から、入札参加停止を受ける原因となった部門を合併や営業譲渡等により譲り受けた有資格者については、既に受けている入札参加停止の期間を引き継ぐこととする。

2 入札参加停止要綱第4条第2項関係

(1) 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたときが、当初の入札参加停止を行う前のものである場合には、第4条第2項に基づく措置(以下「期間の加算措置」という。)の対象としないものとする。

(2) 下請負人が期間の加算措置に該当するときは、元請負人の入札参加停止の期間を超えてその入札参加停止の期間を定めることができるものとする。

3 入札参加停止要綱第5条関係

(1) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、市に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

(2) 「他の公共機関の職員」(第3号並びに別表第2第2号関係)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

4 入札参加停止要綱第7条関係

(1) 要綱第7条に規定する「やむを得ない理由」がある場合とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札参加停止の期間中に契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合とする。

ア 契約の履行内容が特許等特別な技術を必要とするものであり、入札参加停止の期間中の者しか契約の相手方がいない場合

イ 契約の履行内容が現に履行期間中にある契約の履行内容と直接関連するものであり、他の者に履行させることが著しく不利となる場合

ウ 契約の履行内容が、緊急の必要性があり入札参加停止の期間中の者しか契約の目的を達成することが出来ない場合

#### 5 入札参加停止要綱別表第1関係

(1) 埼玉県内における物品納入等又は委託業務で別表第1第2号に掲げるもの以外のものにおける過失による粗雑履行(第3号関係)について、かしが重大であると認められるのは、原則として、業務に関する監督官公署から監督処分がなされた場合とする。

(2) 市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務の履行に当たり、契約に違反した場合(第4号関係)とは、例として次のような場合などがある。

ア さいたま市物品納入等契約基準約款(平成18年さいたま市制定)又はさいたま市業務委託契約基準約款(平成13年さいたま市制定)などに規定されている、履行に際し必要な報告を怠った場合等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

イ 入札参加停止中の有資格者を下請負人として使用した場合

(3) 公衆損害事故又は履行関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、入札参加停止を行わないこと。(第5号から第8号関係)

ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(例えば、公道において車両により物品等を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故(例えば、適切に管理されていたと認められる履行現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

(4) 「公衆に与えた損害の程度が重大なとき」(第6号関係)とは、火災、ガス爆発、水道管の破裂並びに電線の切断等により、復旧までに半日以上要した場合又は概ね100世帯以上に影響を及ぼした場合とする。

(5) 市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務における事故(第5号及び第7号関係)について、安全管理の措置が不相当であると認められるのは、原則としてアの場合とする。

ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 担当所管課が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は市の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該履行の現場責任者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(6) 埼玉県内における物品納入等又は委託業務における事故(第6号第及び第8号関係)について、安全管理の措置が不相当であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該履行の現場責任者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

#### 6 入札参加停止要綱別表第2関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

- (2) 独占禁止法第3条及び第19条に違反した場合(第3号関係)は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。
- ア 排除措置命令
  - イ 課徴金納付命令(第19条の違反を除く。)
  - ウ 刑事告発
  - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
  - オ 違反行為を認定し公表したとき
- (3) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合(第3号関係)は、課徴金納付命令又は違反行為を認定し公表されたことを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。
- (4) 独占禁止法違反(第3号関係)について、公正取引委員会が刑事告発を行った場合は、別表第2第3号に規定する期間に、入札参加停止の期間を加算するものとする。
- (5) 別表第2第3号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第3号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第4条第3項の規定を適用するものとする。
- (6) 「業務」(第5号関係)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものであること。
- (7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第5号関係)とは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア 有資格者、代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
  - イ 市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務に関して、落札決定後の辞退又は有資格者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合
  - ウ 第6号関係の「禁こ以上の刑」とは、禁こ、懲役、死刑をいう。
- (8) 「報告義務違反」(第7号関係)とは、契約者が、市と締結した契約に係る物品納入等又は委託業務の履行にあたり、暴力団等からの不当要求及び妨害を受けた場合に、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出ることをいう。
- (9) 度重なる警告(第9号関係)について、第8号関係で入札参加停止をした場合は、第9号関係の回数には、含めないものとする。